

江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金交付要綱

令和3年5月10日

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために国の支援制度を活用して前向きな投資を行い、事業継続や事業規模拡大を目指す中小企業者・小規模事業者に対して予算の範囲内で江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業再構築補助金 国の「中小企業等事業再構築促進事業」に係る補助金をいう。
- (2) 生産性革命推進事業補助金 国の「ものづくり・商業・サービス生産向上促進補助金」、「小規模事業者持続化補助金」又は「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」に係る補助金をいう。

(支援金交付の対象)

第3条 この要綱の規定による支援金の交付の対象者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに事業再構築補助金又は生産性革命推進事業補助金いずれかの交付額の確定を受けている事業者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 今後も市内において事業の継続意思があること。
- (3) 前年度以前の市税を滞納していないこと。
- (4) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号))

第2条第1項又は第5項に規定するものをいう。)を営む事業者でないこと。

- (5) 江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条各号に規定する暴力団, 暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しない者であること。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は, 別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は, これを切り捨てるものとする。

3 支援金の交付は, 事業再構築補助金又は生産性革命推進事業補助金いずれかの交付決定を受ける単位を1事業とし, その1事業に対して, 1回限りとする。

4 経費に係る消費税及び地方消費税の額は支援対象経費から除く。

5 支援対象経費に対し, 他の機関から別の助成措置を受けたときは, 当該支援対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を希望する者(以下「交付申請者」という。)

は, 江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え, 市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 事業再構築補助金又は生産性革命推進事業補助金いずれかの実績報告書の写し及び交付額の確定を証明する書類の写し

(3) 他の機関から別の助成措置を受けたときは, 当該助成措置の確定額が記載された書類の写し

(4) 市税の閲覧に対する同意書(様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は, 前条の規定による申請があった場合は, 書類の審査を行い, 適当と認めたときは, 江田島市事業再構築補助金等活

用促進支援金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第15条の規定にかかわらず，第5条各号に掲げる書類の提出をもって，規則第15条の実績報告書に代えるものとする。

（支援金の請求）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，江田島市事業再構築補助金等活用促進支援金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第9条 市長は，前条の請求書が提出されたときは，速やかに交付決定者に支援金を交付するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年5月10日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助率	上限額
事業再構築補助金	10分の1	200万円
生産性革命推進事業補助金	10分の10	30万円